

件名	職員の退職管理に関する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方公務員法（昭和25年法律第261号） 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）
<p>【制定の概要】</p> <p>地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めた。</p> <p>1 離職前5年より前の職務に係る働きかけ規制</p> <p>地方公務員法から条例委任された再就職者の働きかけ規制の特例について、必要な規定を設けた。</p> <p>(1) 規制対象者：国の部課長相当職として人事委員会規則で定めるもの（次長級・課長級の職）に就いていた再就職者</p> <p>(2) 規制内容：離職前5年より前に国の部課長級相当職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけを規制する。</p> <p>(3) 規制期間：離職後2年間</p> <p>2 退職者からの再就職情報の届出</p> <p>退職者（管理職）が営利企業等に就職した場合は、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならないこととした。</p> <p>(1) 届出義務者：管理監督の地位にある職員であった者（詳細は人事委員会規則に委任）</p> <p>(2) 義務付け期間：離職後2年間</p>	
施行日	平成28年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>○ 改正後の地方公務員法（抄） （再就職者による依頼等の規制）</p> <p>第38条の2 省略 2～7 省略</p> <p>8 地方公共団体は、…再就職者のうち、…部長又は課長の職に相当する職…に離職した日の5年前の日より前に就いていた者について、…離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないことを条例により定めることができる。 （地方公共団体の講ずる措置）</p> <p>第38条の6 省略</p> <p>2 地方公共団体は、…条例で定めるところにより、職員であつた者で条例で定めるものが、条例で定める法人の役員その他の地位であつて条例で定めるものに就こうとする場合又は就いた場合には、離職後条例で定める期間、条例で定める事項を条例で定める者に届け出させることができる。</p>	